

軍隊教育と国民教育(II)

—軍隊内務書の研究—

Military Education and National Education(II)
—a study on The “Book of The interior administration
and discipline in The Barracks”—

城丸章夫

遠藤芳信

Fumio Shiromaru

Yoshinobu Endō

1

軍隊内務とは、軍隊という集団の秩序の維持と集団生活にとって必要な実務を指す。軍隊内務書とは、上記の活動を遂行するために、兵営内の秩序の維持、服従関係、各職の職務権限、業務手順に関し規定した軍令であって、軍隊が兵営以外で駐屯した場合にも原則としてこの規程に従うべきものとされていた。これを要するに、軍隊内務書は、軍隊という集団の管理規程集である。

軍隊教育を研究する上で、軍隊内務書に注目するのは、この書において、各職の教育責任が規定されているだけでなく、軍隊内務の実行が、同時に、兵士に対する教育、なかでも訓育の重要な手段であると考えられていたことにある。1908年(明41)の軍隊内務書は、軍隊内務の訓育的意義を積極的に強調した内務書であるとされているが、この内務書の説明にあたって、長岡軍務局長は、「内務ノ要求ハ絶対デアル、之ニ依テ軍人精神ヲ修養シ、鍛錬シテ鉄石ナラシメ、之ニ依テ未来ノ戦争ニ、大ナル効果ヲ得ントスルモノデアル」(1)とのべている。1911年(明44)年に軍の指導的位置にあった田中義一は、将校は部下を「自分ノ為ニ死ナシメル」ことができなければならないが、「ソノ如ク人心ガ結合サレ、上下一致シテ始メテ教育ノ効果ガ見ヘルノデアル、ソレガ即チ軍隊ノ内務トイフモノデアル、……ソコデ内務トイフモノト、教育トイフモノトハ、相一致シテ居ラネバナラヌモノデアル」(2)とのべている。このような思想を文章化したものが、1908年の軍隊内務書の綱領である。

「兵営ハ難苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛錬セシムルヲ以テ主要ナル目的トス」(3)。

また、この軍隊内務書を受けて、1913年(大2)の軍隊教育令の綱領は、次のようにのべている。「軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ訓練シテ戦争ノ任ニ当ラシムルニ在リ而シテ戦争ノ為緊要闕クヘカラサル要素ハ堅確ナル軍人精神並厳粛ナル軍紀タリ故ニ軍隊教育ハ此要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス」。

いうまでもなく、軍隊は戦闘を主たる任務とする。従って、その教育の主たる内容は戦闘動作を演練することにある。教練・演習がこれである。それにもかかわらず内務を重視する理由は、上記の綱領において明らかである。わが国の戦前の軍隊が、いかなる軍紀・軍紀観をもち、いかなる服従・服従観をもっていたかは、本論稿の行論のなかで明らかにする予定であるが、その特質を一言で要約すれば、全人格的隷従を基礎とする軍紀であり、服従であった。すなわち、軍隊内務は、このような全人格的隷従をいかに構築するかに全努力が集中されていたのであり、本稿の分析の焦点もまた、ここに置かれる。そしてそれは、おのずか

ら戦前の軍隊の特質を明らかにするものともなるはずである。

軍隊内務書ならびに軍隊内務についての系統的研究は、筆者の知る限りでは存在しない。わずかに、1956年に一等陸佐渡辺文也氏の「大正十年軍令陸第二号軍隊内務書の研究」(とう写版印刷)が先行研究としてあるのみである。しかも、渡辺氏の研究は、研究方法においても記述のしかたにおいても恣意的・心情的であり、しばしば出典を明示せず、後続する研究者にとっては利用し難いものである。旧軍の内部での軍隊内務書・軍隊内務の研究は、そのときどきの実情報告や改善提案として残っているものはあるが、軍隊内務を総合的に研究したり、歴史的に研究したりしたものは、残念ながら見当たらない。恐らく存在しなかったであろう。

わが国の学校は、その校舎建築までも兵営をモデルとしてきた。教育の内実には、軍隊教育の考え方や方法が深く滲透している。その典型が、児童・生徒を指導することと管理することの混同である。そして、このもっともみごとな混同は軍隊教育であった。教育学的な用語を使えば、軍隊内務は主として訓育の責任を負うものであった。その意味では、軍隊内務書・軍隊内務を分析・検討することは、戦前の学校教育における訓育の分析・検討にただちに結びつくものであり、場合によっては、戦前教育を根底から見直すものとなるであろう。

〈補説〉 本稿の題名の「軍隊教育」を、前回の論稿では *military education* と英訳をしておいた。従来、わが国の教育学事典などでは、この訳語を使ってきたからである。しかし、*military education* は軍事教育という意味であつて、軍隊教育は *education in army* もしくは *education and training in troops* と訳するのが正しいと考える。本稿でも、従来の訳語を使用しておいたが、これは適切でないと考える。識者の批判を仰ぎたい。また、「軍隊内務」にあたる語も米軍にはない。*administration*, もしくは *interior management* が近いが、適切といきれない。米軍に日本軍関係者は、占領当時、「内務班」のことを *grouping of men in barracks for the interior administration and discipline* と長たらしく説明していたということを聞いたので、本稿の副題はこれを借用した。ちなみに *discipline* は軍隊関係では軍紀と訳するのが普通である。

2

わが国の軍隊内務書は、1869年(明2)に大島恭次郎がフランス軍隊の規程を訳した『陸軍日典・第二・勤方規則』、翌年の『陸軍日典内務之部』が最初のものであるが、これは兵学寮内の研究に供することが主たる目的であったので、実際に軍隊に適用・実施されたのは1872年(明5)の『歩兵内務書』第一版が最初のものである。第一版ということを明記した意味は、三ヶ年ごとに各隊の経験を集約して改訂することになっていたからである。『歩兵内務書』第一版は、鳥尾小弥太・岡本兵四郎らが、主としてドイツ、一部はフランスとオランダの軍隊を範として作ったものであるが、旧士族出身の将校たちは、近代的意味での軍紀の自覚に乏しく、かつ、兵営生活までも微細に縛るやり方を歓迎しなかった。後に、軍当局は当時の状況をのべて「当時ノ将校ハ豪放ニシテ細事ニ齷齪セス、又独逸式ヲ喜ハサルノ傾キアリ」(4)そのため実施成績があがらなかったとのべている。

フランス式・ドイツ式といっても、その原文がどのようなものであったのか、直訳したものか手直しをしたものであったのかは、こんにちまだ明らかではない。ただ、陸軍日典の二書と歩兵内務書第一版とを比較してみると、次のことがいえる。陸軍日典の二書の骨格は歩兵内務書第一版に、おおむね継承されている。しかし、後者は服従の規程を「礼節及ビ服従之定則」と修正し、下士官以下に対する処罰規程を簡略化し、他方では各職務についてのマニュアルを詳述している。『歩兵内務書』第一版のこのような形式は、その後の内務書の原型と

なったものだといいよう。

軍隊内務書から処罰規程を簡略化したり省いたりするということは、兵営内での処罰が客観的な法の根拠をもたず、上官の主観的判断に委ねられるということであるから、将兵の人格の尊重という点では一定の後退を意味するものであったが、当時のわが国の将兵にとっては、処罰規程は権力主義的威嚇以上のものとしては受けとることができなかつたであろう。

1873年(明8)に歩兵内務書第二版、翌年に砲兵内務書、騎兵内務書の各第一版、75年(明10)に工兵内務書、憲兵内務書の各第一版というふうに、85年(明18)までに、各兵科にわたって、かつ、版を重ねて、内務書は整備されていった。そして、1888年(明21)に至って、各兵科ごとの内務書を廃して、全陸軍共通の『軍隊内務書』第一版が制定された。第二版は1904年(明27)に制定された。『軍隊内務書』明治21年版の特質は、記述内容を全体として簡素化し、細部については各連隊が規定することを可能ならしめたことである。明治41年の軍隊内務書の改正理由書は、明治21年の内務書を批判して、「明治5年以来苦心惨胆漸ク基礎ヲ固メシ全軍画一ノ制度ヲ根底的ニ破壊セリ、此書ノ内容ヲ旧版ニ比較スルニ何等改良進歩ノ跡ナク只旧版中苟モ当事者ニ委任シ得ヘシト認ムルモノハ一切抹殺シ此等ハ各隊ニ於テ随意ニ定ムヘキモノナリトセリ是ニ於テ各隊長ハ争フテ内務書細則ヲ作り各隊各様ノ内規ヲ制定シ、新ヲ術ヒ巧ヲ競フ」(5)に至ったと非難している。しかし、私見によれば、この改正は、翌年の徴兵令改正に対応しようとしたものであり、必任義務の徹底とならんで、郷土部隊主義を採用し、各連隊の地方的特色を生かすことをめざしていたからだと考える。

1888年(明21)の『軍隊内務書』は1894年の小修正を経て、1908年(明41)の大改正まで、軍隊内務の基本となったものであり、いわば、日清・日露の両戦役の軍紀維持の基本となったものである。1908年(明41)の『軍隊内務書』は翌09年の歩兵操典の改訂とともに、日露戦争の戦訓にもとづいて改訂されたものであって、1913年(大2)の軍隊教育令の制定に至るまでの、一連の改革を軍が意図したことの所産である。日露の戦訓とその評価は、こんにち大いに再検討しなければならぬことであるが、ここでは、軍の戦訓の最大の特質が国民総力戦への準備ということにあったことを指摘しておく。また、この総力戦の準備という観点に立っての改革の中心となった者は田中義一であり、若年の永田鉄山であったことを指摘しておく。

1908年の軍隊内務書は、1913(大2)年、1914(大3)年、1917(大7)年の小改正を経て1921(大10)年、1934(昭9)年と改正され、1943(昭18)年には『軍隊内務令』と改称されて改正される。そしてこの小改正の全期間を通じて1908年のそれが基礎となっている。いわば、日露戦争以後、太平洋戦争敗戦までの兵営生活と軍隊教育の基本となったものが、1908年の軍隊内務書であったのである。従ってこんにちの年輩者が知っている「軍隊」とか「兵営」とかは、この1908年以後の軍隊・兵営である。太平洋戦争に現われた軍の長所も短所も、その淵源を探れば、この08年の軍隊内務書にあるとさえいえる。

3

1910(明43)年に菅沼三等軍医正は、明治33年より40年(日露戦争中の37・8年を除く)6ヶ年間の、軍隊内の自殺者の統計を調査し、1,000名に対し平均0.62名であること。それは軍隊外の社会に比し著しく多いだけではなく、国際比較をしてみてもドイツ(0.29~0.48)フランス(0.15~0.20)スペイン(0.14~0.18)オーストリア(0.70~1.13)オランダ(0.04~0.20)ロシア(0.12~0.14)の数字(カッコ内の数字は1900年以後における各年次平均の最小~最高値を示す)をみても明らかのように、オーストリアに次ぐ自殺国となっている。「実ニ我カ国ハ世界列強軍隊中ニ於テ自殺数ニ優位ヲ占ムルモノナリ」(6)と述べている。菅沼は自殺の原因を精神病質に帰しているが、少くも戦前の軍隊を知る者ならば、その原因がリンチと不当な人格

的侮辱にあること明らかである。

1908年の軍隊内務書以降、軍は「私的制裁」を兵士が軍隊を嫌悪する主要な原因だとして、これが防止の必要を強調するに至った。長岡軍務局長は次のようにのべている。

「是レハ近キ実見者ノ報告ニシテ、然カモ我々カラ見テ、内務ノ凡テガ整頓シテ居ルト云フ風評アル、某連隊ノ情況ナルガ、動モスレバ、古兵ガ新兵ヲ中隊家庭ノ弟分トシテ可愛ガル風ガナクシテ、新兵ヲ虐待スル趣ガアル、例ヘバ靴ヲ磨カセル、飯桶ヲ搬バセル、床ヲトラスル位ノ事ハ普通ト見做サレ、其ノ外ニ私刑ガ段々行ハレル、即チ棚下カガミ、寝台カルヒ、木銃、箒ノ柄等ニテスル握銃、棒銃等ニテ苦痛ヲ課スルガ如キ、又鉄拳振舞ノ如キ、往々新兵ヲシテ厭世ノ念ヲ高カラシメ、轢死、縊死等ヲ出ス媒介トナリ、又往々中耳炎ヲ発シ、脳膜炎ノ原因トナルモノ少ナカラズシテ、每年中耳炎ヤ鼓膜穿孔ニテ除役処分ヲ受クル者ノ多数ハ、殴打ニ基ク者多シト云フニ至リテハ、容易ナラヌコトト考ヘラル、而シテ是等ノ事ハ多ク消燈後ニ行ハルルヲ以テ、上級者ハ余リ御存ジガ無イト云フ」(7)。

陸軍少将田中義一は、国民が「軍隊ヲ恐怖シテ居リ、恐怖心ヲ以テ軍隊ヲ迎へテ居ルトイフ状況」を認め、「国民ニ対シ現今軍隊ハ決シテ昔ノ様ナ压制ナモノデナイ、教育法ハコウダ、起居ハコウナツト云フテ、従来国民ガ軍隊ニ対シ、有ッテ居ッテ誤解ヲ一掃セシメナケレバナラヌ」(8)とのべている。しかし、「私的制裁」は止むことなく敗戦による軍の解体のときまでつづいたのである。それどころか、これこそが軍紀を維持する道だと、公然と信じられていたのであり、「私的制裁」は戦前の日本軍隊の象徴でさえある。陸軍だけではなく、海軍にあつても、このことは変わらない。その「精神棒」は、あまりにも有名である。

戦前の軍隊が「私的制裁」と呼んだものは、将校から見で「私的」であるということであり、下士官や兵が処罰権をもっていないのに、勝手に下級の者に体罰を加えているという意味である。しかし、将校とて、処罰権の行使についての具体的な規程が存在しないのであるから、その行使が恣意的であり、私的な性質をもつものとなることは避けることができない。

下士官や兵が行使することのみを「私的制裁」と見ることは、将校の独善に過ぎない。ヨーロッパの軍隊では、将校が下士官や兵に体罰を加えることは、19世紀半までは広く存在した。隊列間を鞭打たれながら通過する列間答刑はロシアをはじめ各国で存在したし、九本のひものついた鞭で鞭打つ「九尾の猫」cat-o'-nine-tailsは、イギリス軍隊がクリミア戦争当時に、まだ横行させていた体罰である。これらの体罰は絶対主義王制の軍隊がもっていた特質であり、またその残存物である。将校の地位が貴族や金持の出身者で独占され、兵士が農奴や低辺の労働者で構成されていること、特に、雇用兵制度や徴兵制ではあっても金銭で身代りを立てることが認められている制度の軍隊では、将校が兵を鞭打つことは当然視されていた。完全な必任義務制の軍隊の下でのみ、体罰は無くしていくことができるのである。

先に述べた「陸軍日典 第二・勤方規則」では、「兵士の勤務に便利ならしめんが為めに法則は確定し且つ慈愛を兼るを要す、総へて無益の厳酷、規則中に載せざる仕置、或は職分の主意に非らずして私意を以て申渡せる仕置及び凌辱の仕向、愚弄の手振舞、面附、言行は厳く禁す可し」(9)と書いている。そして、「歩兵内務書第一版」は、「命令ハ謹テ之ヲ守リ真ニ施行スベシ、決シテ其当不当ヲ誹謗シ理不理ヲ議スル事ナカレ」「罪アリテ咎メヲ蒙ル時ハ縦令不当ナリト思フモ決シテ弁解スベカラズ、必ズ此ニ服従スベシ」(10)と書いている。ここに両者のちがいがあつたわけで、後者は、絶対主義軍隊にとって懲罰権の行使が法に客観的根拠を置く方向が望ましいものではないとする選択であつたことを示している。「歩兵内務書」第一版は、ドイツ式内務の方法を採用したものだといわれているのは、実にこの点にこそあるのである。明治十年代までの数次にわたる国内での反乱の鎮圧と自由民権運動との対抗のなか

で、明治の軍当局がプロイセン型軍隊に傾倒していった過程は、絶対主義的政治体制に見合う軍隊を、軍指導部が探しあてていった過程でもあるといえよう。

プロイセン軍隊の特質を、軍隊内務にかかわって指摘すれば、第一には特権的将校団の強固な団結、将校と下士官・兵との明確な区別の存在であり、第二には、軍隊内務の励行を通じて下士官・兵に「義務心」を養なおうとすることであり、第三には、敬礼と処罰の励行である。いま、第一の点に関してのみ述べれば、次の通りである。

フォン・ゴルツによれば、将校とは、「教育アリテ主治権ヲ有スル上流社会ノ者」のみが成るものであり、その将校の「各員平等ナル一社会即チ利害ヲ共ニシ共同ノ義務ヲ負担シ一人一失アレハ全員其責ニ任スル一社」(11)が将校団なのだという。そして、将校には兵を訓練するために権威が必要であり、戦時には一身の利害を顧みぬ勇氣という高い志操が必要だから、「國中ニ於テ特権アル位置ヲ占ムル」(12)ことが肝要であり、下士官・兵は下賤の出身で、下賤の者は「何等ノ職務ヲ負ハシムルモ能ク大功ヲ成サス」(13)。なぜなら、その志操が一身の利害にひかれるからである。だから、このような者には特権は与えないというのである。

明治政府は1884(明17)年に華族制度を設けて特権的貴族の育成に努めたが、これを行政官僚に適用したものが87(明20)年の「文官試験 見習規則」であり、官吏任用において情実を排するという大義名分の下に特権的官僚集団の育成・確立をめざしたのである。そして、同じく軍隊内に適用したものが1888(明21)年の軍隊内務書における将校団の創出である。第四章第四条の、「連隊将校ノ集会所ハ連隊将校ノ団結ニシテ其目的タル和熟一致恰モ一家ノ如クナルニ在リ故ニ連隊長ハ此一親属たる団結ヲシテ誠実ヲ重シ礼節ヲ尚ヒ以テ連隊将校団ノ榮譽ト徳義トヲ増進確實ナラシムヘシ」の規程がこれである。そしてこれが、86(明19)年に下士官将校への登用の道をとぎしたという前回の本稿で指摘したことと一連の関係にあること、いうまでもない。87年のプロイセンの士官候補生制度を模倣しての士官学校、ならびに幼年学校の改革、89年の陸軍将校団教育令の制定なども同じである。戸山学校長原口大佐はドイツ将校団について、「士官ノ交際ニ於テ尤モ親密ナルハ同将校団ニ在リ……挨拶ノ仕振りヨリ集会処其他ニ於テ互ニ同一席ヲ占ムルノ様子如何ニモ親密ナル一親族トコソ知ラレタリ……私上ノ交際ハ上ミ将校団長ヨリ下少尉ニ至ル迄皆同一体ナルノ有様ナリ但シ下級者上級者ニ百事尊敬ノ意ヲ表スルハ毫モ之ヲ忽カセニセス」(14)とのべ、「団長ハ其一族タル士官ノ名譽ヲ保護スルノ責任ヲ負フカ故ニ事ノ公私ヲ問ハス其躬行ニ関涉スルノ義務アリ」(15)と指摘し、将校は公私を厳密に分け、私生活における上記の親密さは同時に公の職務における厳格な服従と結合しているとのべている。この点は、後にのべる佐藤鋼次郎の「軍紀ノ標本」においても見解の一致するところである。なお念のために、1913(大2)年の軍隊教育令における士官候補生についての規程を引用しておく。「勤務外ニ於ケル士官候補生ノ取扱ハ一般下士、兵卒ト異ナラシムルヲ要ス即チ其居室ヲ區別シ将校団ノ子弟トシテ将校ト凡案ヲ同シクシ食卓ヲ共ニセシムヘシ然レトモ言語、応対ヲ慎ミ応分ノ敬意ヲ表セシメ断シテ狎昵ニ流レシメサルヲ要ス」。

将校・将校団の身分的特権性は、下士官・兵に対する将校への敬礼の強制と処罰権の行使によって、軍隊内務に生きることとなる。「処罰権」についていえば、88年の軍隊内務書は、将校の処罰権について一言も言及していない。わずかに大隊長について「賞罰、事件ニ就テハ特ニ綿密ヲ旨トスヘシ」とのべているだけである。これは、処罰権の行使が命令権および教育権一般のなかに解消されたからであり、いわば、全人格的服従のなかにすべてを解消させたからである。そして、この服従に対応するものとして87(明20)年の「陸軍礼式」の制定があったのである。しかも、「陸軍礼式」は制定の翌月に出された特別な通達をともなっていた。

それによれば、

- 一、下級ノ者欠礼スルトキハ受礼者ハ其所管隊号姓名ヲ問ヒ自己所属ノ長官ニ上申シ長官ヨリ欠礼者所管長官に照会シ其所管長官ハ夫々処分ノ上其趣ヲ原告長官へ通知スヘシ
- 一、下級ノ者敬礼ヲ行フニ方リ其法式ニ違フトキハ受礼者ハ其所管隊号姓名ヲ問ヒ違式者所管又ハ本隊ニ其趣ヲ通知シ其所管又ハ本隊ニ於テハ嚴ニ違式者ヲ教戒スヘシ、但受礼者下士ナルトキハ自己ノ所管長官又ハ隊長ニ其趣ヲ上申シ其所管又ハ本隊ヨリ違式者所管又ハ其本隊ニ通報スヘシ(16)

後にこの趣旨は、「上級者ハ下級者ノ敬礼ノ実行不確ナルトキハ勉メテ之ヲ矯正シ全軍ノ美風ヲ發揮スルヲ要ス」として、1940年の礼式令本文中に加えられたのである。戦前の下級兵士が「私的制裁」の重要な発生源として恐れていた上級者への敬礼は、このような形で維持されていたのであり、そのような意味で敬礼の励行は軍紀・軍秩を維持するものであり、「徳育」の手段であったのである。

将校と下士官・兵との上記のような関係は、下士官・兵内部におけるいわゆる「私的制裁」とどのようにかかわるか。直接に関係がないようにも見える。田中義一は、この原因を上等兵の横暴にあると見ている。たとえば「詰り班内ハ上等兵政治ダ、此ノ階級デ闇黒幕ガ作レル、サウシテ其ノ下ニハ何事ガ伏在スルカ分ラヌ、上等兵トイフモノデ出来タ黒幕ノ透視ハ困難デアル、中隊長モ、将校ハ尚更下士デモ、其ノ黒幕ノ中へ這入ッテ、下マデ透通シテ見ルトイフコトハ、ナカナカムツカシイ、即チ私ガ今日軍隊内ニ若シ何カノ弊害が存在スルモノトシタナラバ、其ノ淵源ハ比ノ幕内ニ在ルト思フ」(17)。

なるほど、将校帰宅後の兵営は下士官と兵の世界であり、班内では上等兵がその内部指導の責任を負っている。その限りでは、「私的制裁」は上等兵の責任であるし、上等兵自身が行うことが多いことはまちがいが無い。しかし、週番士官以外の将校が不在の時間こそが本来の兵営生活であり、内務実行の時間であり、そしてそれがまさに服従を訓練して第二の天性に至らしめ、軍紀に慣熟するための時間であるとするなら、下士官と兵ならびに兵相互の関係を将校に対する全人格的隷属の関係に擬して下級の兵を訓練することは、理にかなったことである。中隊長や週番士官が「内務の確実な実行」を命じ、その点検をきびしくしさえすれば、下士官と上等兵はギリギリ舞いをし、強圧をもって下級の兵に臨む以外にどんな方法があったであろうか。そして、その強圧の法的根拠は、将校の命令の絶対的実行という軍紀そのもののなかに存在しているのではないか。兵にとっての「内務の確実な実行」とは、いかなる私生活の存在も認めず、生活の細部にわたっての権力的取締りの下に置かれることを意味しており、その細部にわたる事項での服従訓練こそ、ドイツ的な内務の様式を採用した理由であったはずである。フォン・ゴルトは、「細事の忠実な実行」(18)こそ軍隊内務の目的であり、兵の徳性と軍紀の養成に役立つものなのだとのべている。「私的制裁」は帝国軍隊のよって立つ基礎であったのである。ただに、軍紀の基礎であっただけではなく、軍隊教育成立の基礎であったのである。これを、将校養成機関である士官学校等における学生の相互切磋としての鉄拳の行使などから類推すべき性質のものではないのである。

4

軍隊内務書・歩兵操典等、軍のあらゆる文書が拳げて強調したものは、軍紀である。ときには軍紀・軍秩と並べ、ときには軍紀・風紀と並べているが、軍紀とはいったい何であろうか。『軍人訓誡』(明11)の実際の執筆者であり、『軍人勅諭』(明15)の第一草稿執筆者であった西周は、1878(明11)年に『兵家徳行』を発表し、次のようにのべている。

軍隊というものは、いわば、「メカニズム」とでもいふべきものが必要である。「メカニズ

ム」とは「器械仕掛」ということで、「人ヲ器械ノ如ク用フル」ことで、全軍が大將一人の手足の如くなることである。だから「メカニズム」とは「節制ノ兵」といってもよい。「節制ノ兵」は二要素より成る。「規則」と「操練」である。軍人が従うべき大原則は「オベケアンス」即ち「従命法」であって、上大將より下兵卒に至るまで、軍人には等級の差別があり、下級が上級に服従することによって、軍の秩序が保たれ、千万人を統御して一身の如き「メカニズム」を作り出すことができるのだと。(19)

西は軍隊組織の特質を「メカニズム」即ち「器械仕掛」に置き、軍隊という集団あるいは軍人社会の特質を「オベケアンス」即ち「従命法」(服従の原則)に置く。ここに、西の軍隊観の特質があるとみてよいであろう。服従にもとづく整然とした秩序と斉一の行動こそ、西は近代軍隊の優れている点であるとしたのである。西は、昨年の西南戦争で百姓兵より成る官軍が賊徒に勝つことができたのは、賊徒は「士心ノ合一ナルヲ持ミ」(20)、実際の戦闘は各人が勝手に奮闘するという形をとっていたのに対して、官軍は「節制」、即ち隊としての整然たる「メカニズム」をもっていたからだと評価している。

西が草稿を執筆し、山県有朋の名で全軍に配布された『軍人訓誡』は、軍人の「約束」あるいは「三大元行」として、「忠実」「勇敢」「服従」の徳をあげている。『軍人訓誡』は、後の『軍人勅諭』の前身として一般に知られているが、その思想的内容は異なるところがある。とくに、『訓誡』は「忠実」といい、『勅諭』は「忠節」と呼んでいる、そのちがいは、些細なように見えて、実際は大きい。このことは、明治期ならびにそれ以後におけるわが国の「忠義」概念の発展にもかかわることなので、十分に注意を払う必要がある。

『軍人訓誡』は、「三大元行」を次のように説明する。「夫レ苟モ忠実ナラスンハ何ヲ以テ我カ大元師タル皇上ニ対シ奉リ国家ニ報スル所アラン。苟モ勇敢ナラスンハ何ヲ以テ戦闘ニ臨ミ危険ヲ冒シテ功名ヲ成サン。苟モ服従ヲ主トセサレハ何ヲ以テ軍隊ヲ維持シ三軍ヲシテ一身ノ如クナラシムルヲ得ン。」(21)上の文言だけを読みとれば、「忠実」とは忠義ということと概念上変りがないように読みとれる。しかも、『訓誡』は、「今ノ軍人ハ縦ヒ世襲ナラストモ武士タルニ相違無シ。サレハ武門ノ習ヒニテ忠勇ヲ宗トスヘキハ言フ迄モ無キ事ナリ。」(22)として、武士階級の伝統の継承を主張しているのである。しかし、西における継承のしかたは、『兵家徳行』のなかで、軍人のもつべき徳として「忠良易直」をあげた、そのことのなかに、すでに現われている。「忠トマメニ良トオトナシク易トスラリトシテ直トスナオ」(23)であることが兵家の徳行だというとき、忠の概念は、封建武士団が強調した主君への精神主義的・心情主義的結合観ではなくて、実務の誠実な執行という近代官僚的な観点に重みがかげられることになる。こうして、「忠」は「良易直」とあいまって組織体としての軍隊成立の根本である「従命法」の世界を作りあげることになると西は考えるのである。

もともと、封建武士団の忠義は、たんなる精神主義ではなくて、支配者集団の一員として政治活動に参加し、政策決定に参与し、その実務を執行することと不可分であった。西はそこから政策決定への参加と一般行政活動への参加という二つの牙を抜きとったのである。そうすれば、残るものは、武官としてのめまめしさと、文字通りに精神主義化した対主君意識だけとなる。また、こうすることによって、絶対主義官僚団の一分枝としての軍隊が成立すると考えたのである。『軍人訓誡』が忠義ではなくて「忠実」を採用せざるをえなかった理由は、ここにあるだろう。『軍人訓誡』の執筆には山県の指示が内容にわたってもあったにちがいない。しかし、「服従」と「忠実」とを強調する立場は、西の『兵家徳行』の立場であって、明治40年代以後の軍部の「精神主義」の強調とは、大いに異なるといわねばならない。

西の軍隊観をさらに典型的に現わすものは『軍人勅諭』の草稿である。現在、知られている

草稿は、大久保利謙・梅溪昇氏らによれば八種あるが、その第一草稿とみるべきものが西の草稿であるという。西草稿は、その内容において完成稿の主要部を占めているけれども、勅諭のいわゆる五徳目にあたる部分を秩序・胆勇・質直勤儉・信義の四徳目としているところに著しい特色がある。そして「秩序」の項を「礼儀」と徳目名を変えその前に「忠節」の項を書き加えることによって、完成稿となるのである。この間の推移には、教育勅語の主要執筆者となった井上毅が関係していることは、梅溪氏らが述べている通りであろう(24)。西草稿の顕著な文言上の特質が二つある。第一は、天皇の軍事大権にかかわる部分である。西草稿は次のようになっている。

「夫兵馬の大権は行政の大権と相終始して、全く我が皇統に繫属する所なれば、縦ひ相將に委任すること有るも其大綱を総攬するは全く朕が分内に在りて、子々孫々至るまで永く此意を体し、広く中世の弊跡を鑑み、敢て或は失墜する事ある莫らんことを深く冀望する所なり、此故に国法上に於ては、朕我が帝国日本陸軍の大元帥として総軍人の首領たれば、是が為に官職尊卑の別無く、推並べて服従の義務を尽さしめん事を要するなり」(25)。

これは、完成稿即ち公布本が、「我国の軍隊は世々天皇の統卒し給ふ所にそある」「夫兵馬の大権は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り…」と、理くつ抜きの天皇大権を主張しているのとは異なる。西にあつては、「国法上」の問題として位置づけようとする努力がみられるのである。

第二には、先にのべた「秩序」の項である。「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す。凡そ軍人たる者は上に朕を載きて首領となすより、下最下等の兵卒に至るまで…」(26)と書きはじめて、その文言の内容は、ほぼ公布本の「礼儀」の項の内容と一致する。そしてこのようにすることが「総軍人が朕に対する忠節なれ」とのべている。このような「秩序」と「忠節」との把握は、明らかに『兵家徳行』の延長線上にある。むしろ、『軍人訓誡』よりも明確でさえある。梅溪氏が「本草案が『軍人勅諭』的な『忠節』観念を欠き、『秩序』の中に『忠節』を包摂せしめたことは、西が『軍人訓誡』において、すでにかつての封建武士道徳の徳目である『忠実』・『忠節』を近代的意義において捉えた思想的態度の当然の結果であると考えうであろう」(27)とのべているのは、適切な指摘であるといわねばならない。

いうまでもなく、公布本における天皇の無条件的絶対的軍隊統帥権の主張は、やがて、帝国憲法ならびに教育勅語における天皇の絶対権の主張に発展していくわけであるが、その絶対性の具体的実現形態は、実は、軍隊についていえば、「従命法」の徹底にほかならないのであるから、西の「国法上」ということに天皇への服従原理を据えようとすることは、天皇統帥権の絶対性の主張を現実には補完するものであったといわねばならない。このことは、『読法』の問題ならびに軍紀をめぐる論議を検討することによって、より一層、明らかにすることができるだろう。

5

『読法』とは、兵士に読みきかせる法則(きまり)のことである。1872(明5)年に作られてから1934(昭9)年まで、徴兵が入隊すると、まずこれを読みきかせ、その趣旨に背かないことを宣誓させたものである。『読法』については、資料としても、ほとんど紹介されていないので、やや丁寧に述べることにする。

1874(明7)年の『生兵概則・歩兵之部』では、『読法』について、次のように規定されている。ちなみに、「生兵」とは、教育中の兵士、すなわち、新兵のことである。

第三章第一条、徴兵入営ノ翌日各中隊ニ於テ読法及ヒ誓文ヲ為サシム(以下略)

第二条 軍曹ハ部下ノ徴兵ヲ誘導シ中隊長ノ前面若干距離ノ地ニ於テ二列ニ布列ス、曹長ハ

中隊長ノ側ニ位シ誦法八ヶ条ヲ誦読シ之ヲ聴聞セシム

第三条 誦法終レハ其心志ノ確実ヲ証セシメン為メ左式誓文帖ニ署名シ花押セシム(以下略)(28)

『誦法』に関する規程が軍隊内務書にもりこまれたのは1888(明21)年のそれからである。第二十四章「新兵入隊取扱ノ定則」では、次のように定めている。

第三条 新兵入隊ノ当日若クハ翌日中隊長ノ面前ニ於テ士官下士列席ノ上誦法ヲ聴聞セシメ及誓文牒ニ署名捺印セシム、其誓文左ノ如シ

誓 文

今般御誦聞相成候誦法ノ条々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事

明治 年 月 日

姓 名 ・ 印 (花押・捺印) (29)

そして、この翌日に、入隊式をおこない、連隊長が軍人勅諭を読んできかせることになっていた。1934(昭9)年の軍隊内務書改正理由書は、『誦法』読みきかせ廃止の理由を「入隊当初ヨリ終始一貫勅諭ヲ奉体セシムルコトニ一層ノ努力ヲ払ヒ益、皇軍意識ヲ明徴ナラシムルヲ主旨トセリ」(30)と簡単にのべている。しかし、この簡単な文言のなかに、昭和期の軍の思想が現われているとみていいであろう。

『誦法』は1871(明4)年12月に、七章より成るものができたが、これは廃棄された。翌72(明5)年正月に八ヶ条からなる『誦法』が制定され、9月に各条項に軍律(軍刑法)をつけ加えて、違反したらどのような処罰を受けるかを明らかにした『誦法律条附』を各隊に配布した。これには難解そうな語句に俗語訳を傍に振ってあった。また、兵士に読みきかせるだけではなく兵士にもたせる手帖(後の軍隊手帖の前身)のはじめに掲載すべきことが示達された。72年の『誦法』の各条項内容を要約すれば、次の通りである。第一条 軍の目的と忠誠、第二条 敬礼、第三条 服従、第四条 徒党の禁止、第五条 脱走・盗奪・賭博等の禁止、第六条 押買・押借・金談等の禁止、第七条 喧嘩・鬭争・放蕩・欺詐・怠惰の禁止、第八条 戦場での怯懦・恐怖の所業の禁止。

なお、念のために述べれば、大久保利謙氏は、72年の『誦法』について、「西の起草ともいわれているが確証はない。」(31)とのべている。軍人勅諭が82(明15)年1月に公布され、同じ年の3月に陸軍の誦法は改正公布された。改正の内容から見ても、明らかに勅諭を受けての改正である。そして、この誦法は1934(昭9)の軍隊内務書改正まで約50年間存続した。

海軍の誦法については、本稿執筆までには、筆者は系統的な調査をしえないでいる。ただ、1876(明9)9月に『海軍誦法、律条付』、1881(明14)12月、すなわち軍人勅諭公布の直前に『海軍誦法』の改正公布がおこなわれていることを指摘しておく。81年の海軍誦法の改正、82年の誦法の改正は、その時期と修正内容からして、軍人勅諭の草稿の内容を内々承知している者によって、勅諭と平行的に準備されたものであると見ることは、きわめて自然なことであるが、その改正草稿の筆者は不明である。ただ、後述する内容から見て西周ではないかという疑いを濃くするものであるが、しばらく、推定にとどめておく。

誦法は、他の典・令・範と異なって、兵士としてもつべき一般的な心得をのべているものであり、しかも誓約することを要求しているものであるから、その実質的役割としては軍人勅諭の宣言的な性格に比して、はるかに重い拘束力を兵に対してもっているともいえる。また、軍人勅諭の公布後は、誦法のもつ性質からして、勅諭を解釈したものだという性質を帯びてくる。ここに、勅諭と誦法の思想的関係が問われてくるのである。

史料を紹介するという意味もあるから、1882年の誦法の全文を引用しよう。

誦法

兵隊ハ皇威ヲ発揚シ国家ヲ保護スル為メニ設ケ置カルルモノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ条件ヲ守リ違背スヘカラス

第一条 誠心ヲ本トシ忠節ヲ尽シ不信不忠ノ所為アルヘカラサル事

第二条 長上ニ敬礼ヲ尽シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所為アルヘカラサル事

第三条 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服従シ抗抵干犯ノ所為アルヘカラサル事

第四条 胆勇ヲ尚トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所為アルヘカラサル事

第五条 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ来ス等ノ所為アルヘカラサル事

第六条 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ルル等ノ所為アルヘカラサル事

第七条 名譽ヲ尚トヒ廉恥ヲ重ンシ財劣貪汚ノ所為アルヘカラサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違反シ罪ヲ国家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家声ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス独リ其身現在ノ恥辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公権ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ総テ対等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ於テヤ名譽ヲ尚トヒ廉恥ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ為ス者ヲ懲ラス為メニ特ニ設ケラルルモノヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ當ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飭シ決シテ違犯スヘカラサルモノ也³²⁾。

読法の7ヶ条を軍人勅諭の五ヶ条と比較してみると、第三条での「服従」の強調、第七条での「廉恥」の強調は読法の独自の内容であり、「信義」が「敬礼」と一括されていることも独自である。また、「武勇」といわずに「胆勇」といい、「礼儀ヲ正クスル」といわずに「敬礼ヲ尽ス」とのべていることは、西の軍人勅諭草稿での用語と同じである。「忠節」や「質素」に「誠心ヲ本トシ」とか「道德ヲ修メ」とかという前置きをつけているのも理屈っぽく、西周的である。しかし、もっとも特徴的な部分は後文である。ここには「天賦ノ公権」「対等ノ権利」ということばが出てくる。軍の公式文書のなかで、このようなことばが出てくるのは、この読法のほかには無いであろう。1934年に当時の軍部が読法を読むことをやめた真の理由も、またこの後文にあるであろう。

82年の読法は「天賦ノ公権」「対等ノ権利」をもった国民を想定し、軍隊という特殊な社会では、法にもとづいて権利が制限され、代って服従の原理が適用されるとする思想に立たなければ、読法の一貫した解釈は成立しない。しかし、このような立場は、その後成立した帝国憲法が、国民の権利を天賦の人権とは認めず、天皇の慈恵による権利付与だとしたことと、明確に矛盾する。また、軍人勅諭が法に根拠を置くのではなく、天皇に対する直接的・家父長的従属を宣言していることとも矛盾する。82年の読法は、あまりにも自由民権者寄りであるということが出来る。

しかし、注意しなければならないことは、軍人勅諭も読法も、ともに、山県有朋を中心とする高級官僚集団によって作成されたものであり、一見、矛盾に見えることも、当事者にとっては矛盾としてとらえられていなかったということが考えられる。山県らにとっては、勅諭は精神もしくは道徳を示すものであり、読法は地上の権力的秩序の世界を目的としているものと解されていたと見るのが適当であろう。このことは、次の下級将校がおこなった読法・勅諭教育から、逆に高級官僚の意図、あるいは当時の軍内部での解釈を読みとることができると考えるからである。1890(明23)年の偕行社記事は増田正春少尉が作製して新兵教育に適用を試みた一種の教義問答を紹介している。

読法トハ如何ナル者乎

読法トハ私共ノ常ニ心得テ居ラネハナラヌ陸軍ノ掟(ヲキテ)デアリマス

読法ニ記載スル緊要ノ事項ハ如何

忠義ヲ尽サネハナラヌ事ト上官ニ敬礼ヲセネハナラヌ事ト上官ノ云ヒ付ケニ背カヌ様ニスル事ト臆病ヲ出サヌ様ニスル事ト喧嘩ヲセヌ様ニスル事ト奢ヲセヌ様ニスル事ト人ニ誉メラレル様ニスル事トヲ常ニ心得テ居ラネハナラヌト云フ事カアリマス

勅諭トハ如何ナル者乎

勅諭トハ天皇陛下ヨリ仰出サレタル御諭(オサトシ)ヲ申シマス

天皇陛下ヨリ吾々軍人へ仰出サレタル勅諭ニハ如何ナル事カアル乎其大要ヲ云へ

忠義ヲセネハナラヌ事ト行儀ヲ正シクセネハナラヌ事ト勇気がナケレハナラヌ事ト義理ヲ知ラネハナラヌ事ト奢リヲセヌ様ニセネハナラヌ事トヲ諭サレテアリマス(33)

ここには、勅諭と読法とは、サトシとオキテとして概念上区別されている。山県が軍人勅諭を通常の法公布の形式をとらず、すなわち太政大臣の副署をそえることをせず、直接に陸海軍卿に下賜するという異例の処置をとったのは、これが法の体系を越える精神の世界についての教示であることを国民に明らかにしたかったからである。従って、勅諭をサトシとする増田の処置は適切である。それと同時に、天皇を精神界の王者、道徳の根元とすることは、軍人勅諭においてまず成立したのであり、この意味では、教育勅語の先駆としての意義を担うものである。しかし、サトシもオキテも、その具体的内容という点になると、一般の兵士にはどこがちがうのか分らないであろう。サトシも徳目ならオキテも徳目である。そしてサトシとオキテのこの不分明さこそ、絶対主義的軍隊の、ひいてはまた、絶対主義的國家の、法と道徳との関係があったのだといわねばならない(34)。軍についていえば、軍紀の、独自さがあったのだといわねばならない。いったい、法的世界を超越する「精神」の役割は何であったのか。

6

1900(明33)年に陸軍砲兵少佐佐藤鋼次郎は、軍紀について、次のように論じている。(35)

軍紀はドイツ語のDiciplin^(マツ)またはMannszuchtの訳語で、当初は輸入物であったが、このごろは日本の将校もよくこの語を使用するが、誤用が少なくない。

軍紀は精神態度や道徳のことではなくて、命令と服従の二つの柱より成立つ。命令とは条例規則告諭号令命令訓令訓示等「上官ノ公務上部下ニ向テ発表シタル意図」であり、口頭であると文書であるを問わぬものである。服従には二種類の動機がある。義務心にもとづく自発的服従がひとつであり、従ってまたそれは任意的服従である。他のひとつは、「懲罰刑法ノ制裁ヲ恐ルルコト」から来るものである。軍隊はどんな困難なかでも命令に対する服従が実行できなければならないが、それは自発的服従のみでは達成できない。人間は困難なときには、よろめくからである。だから服従を習性とするには、「平時ニ於テ成シ得ル限り制裁ヲ励行」しなければならない。懲罰権を有する者が、もし励行を怠るなら、それは自己の責任を尽さぬものである。

軍人には智力を使うものと体力を使う者がある。上級者になるほど智力を使い、下級者になるほど体力を使う。命令には二種類あって、一は受命者に判断・裁量の余地を与えた命令であり、他の一は、その余地のない限定命令である。下級者ほど、限定命令が与えられる。

そして、最下級者に対する限定命令が絶対的に服従されるところに「軍ノ成立スル所以ノ基礎」があるとす。従って、最下級の一般兵士に対して必要となるのは任意的服従、自発的服従ではなくて権力的強制による服従である。

「人或ハ兵卒ニ絶対的服従心ヲ喚起セントスルニ忠君愛國ノ道ヲ以テセントスル者アリ忠

君愛國ハ素ヨリ軍人精神ノ本源ニシテ任意的服従心ヲ涵養スルニハ其効用固ヨリ大ナリ然レトモ絶対的ノ服従ハ寧ロ慣習ヲ以テスルヲ良トス……忠君愛國ノ道ヲ講話ス素ヨリ必要ナリ」(26)しかし、一兵卒に「縁古ナキ武将」である楠正成の話をして「忠節」の文字を理解させることは「唯彼等ノ脳裏ヲ錯乱セシムルノミ」である。兵卒にはただ、「忠節トハ上官ノ命令ニ服従シ水火ヲモ避ケサルナリ」(37)と教えればよいのである。忠君愛國の精神も、軍紀にまで結晶しないような精神は、無用の長物である、と。

佐藤の軍紀観は、決して異例なものではない。むしろ、当時の軍紀観の典型である。そして、この軍紀観が提起している懲罰を恐れることによる服従を兵士に慣習化させるとは、いったい具体的には、何をこそ将校がおこなうことを指すか。営倉による威嚇と体罰の励行にほかならない。下士官・兵の「私的制裁」は、ここに至って、上が好むところを下がおこなったに過ぎないものであることを、いよいよ明確にしたとあってよいであろう。

いうまでもなく、暴力的威圧は、相手の思想と人格とを変更する力としては微弱である。暴力に屈することによって、人間は行動を暴力行使者の意図に従属させる。この状態をひとつの永続する関係として設定すること、これが1908年の軍隊内務書のいう「服従」を「慣習遂ニ其性ヲ成スニ至ラシムル」ことであり、1940(昭15)年の歩兵操典の「至誠上長ニ服従シ其ノ命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性」としたということである。従って、この「至誠」は、権力的・暴力的威圧の消滅とともに消滅する。大岡昇平は『レイテ戦記』において、太平洋戦争中に無数に発生した「遊兵」について語っているが、「遊兵」とは威圧する上官から何らかの理由で離れた兵士が、戦意を放棄して、部隊として結集しなくなった者を指すのである。そして「遊兵」の発生は、日露戦争以来の日本軍の伝統なのである。

それでは、権力的・暴力的威圧は、将兵の人格に何らの影響をも与えなかつたか。そうではない。「働きかける者が、働きかけられる」ということ、即ち、威圧の行使者こそが威圧が随伴していた思想と行動様式とを誰よりもわがものとするという原則は、もっともみごとに、天皇制軍隊の内部に貫徹するのである。兵士は下級の兵士に「私的制裁」を加えることによって、自己を忠節に富んだ人間に変化させるのである。従って、「私的制裁」の源泉である将校は、最高に「軍人精神」を保有するに至るのである。将校は、精神的・道徳的にも軍の「楨幹」となるのである。軍人勅諭は、このようにして、将兵のものに転化するのである。

しかし、このような軍隊は、下士官・兵の自発性を、真にひき出すことはできない。他の機会に詳述する予定であるけれども、日露の戦訓は、歩兵の射撃の不正確をいかに暴露し、1914(大3)年の青島戦でもまた日本の歩兵のタマは命中せずとドイツ軍捕虜の全員にいわしめた。突撃は成功せぬばかりか、突撃途中で脱落する兵士を多数生んだ。伝令・斥候は将校がおこなうもの以外は信用することができなかつた。しかも、来たるべき戦争は、散兵間距離の増加を直接の原因として、兵士各個の自主的戦闘と協同とを期待せぬわけにはいかない。1908年の軍隊内務書ならびに1909(明42)年の歩兵操典が「精神主義」を一方では主張し、「勅諭の精神」「軍人精神」「攻撃精神」の高揚を強調するとともに、他方では「中隊一家」を主張して「私的制裁」の禁絶をめざし、厳父たる中隊長と慈母たる下士官のもとに、「融融和楽」(明41・軍隊内務書)の一家庭の形成をめざした理由も、軍隊の内部問題としては、以上のような戦訓と将来戦への準備という要請にもとづくものであつた。

7

軍隊が自己を教育機関だとすることは、近代軍隊の発足以来のことである。わが国の軍隊も例外ではない。しかし、軍隊が国民を教育しようとするに至るのは、各国共に帝国主義段階に入ってからである。わが国では、軍の発足以来、学校教育と軍隊教育とは密接な関係

に置かれてきた。しかし、軍がみずから手で国民を教育すべきだとし、軍隊を国民教育の完成機関だと自負するに至るのは日露戦争以後、とりわけ1908年の軍隊内務書の改正以後である。いわゆる「良兵良民」のスローガンは、軍が国民を教育しようとする意志を鮮明にした最初のスローガンであった。

日露戦争は来たるべき戦争が「総力戦」であることを戦訓として残した。このことは、国の政治・経済・思想・文化等のあらゆるものが軍事の観点から評価されるべきであるとする立場を必然的に生み出した。このことは、軍隊内務書の改正をはじめとする一連の軍の動きを、決して軍隊内部の効果だけで評価すべきではないことを意味している。以下、これらの観点に立って、若干の分析を試みよう。

田中義一は、第一次世界大戦中に戦後の見とおしを次のように語っている。「我軍隊は日露戦争に於てあれ丈の勝利を得たにも拘はらず、三十八年の正月頃から国内に一種の非国家的な声が出て来た。由来戦争の時には、必ず一種の思想上の反動が起るものである。戦争は極めて残酷なものである、残酷なる丈け非常に人の感情を刺戟するから、戦争が済むと戦争に反抗する思想、詳言すれば階級、法律及軍規等の支配制圧に依り戦場に血を流したのであるから、之に反抗する一種の思想上の反動が起つて、動もすれば是が革命ともなる。日露戦争に於て日本の例もあるが、露西亞は専制国であつたが、立憲政治に成つたのは日露戦後である。今後の大戦争はどれ丈け続くか知らぬが、此戦争後には必ず思想上の反動が起るに違なく、干戈の戦争が終熄すれば続いて国民思想の戦争が必ず始まる。此思想戦に打勝つことを今から工夫して置かなければならぬ。(38)

田中のこの立場を、1908年の軍隊内務書改正理由書は、軍紀風紀の振張の必要をのべて、「我邦武士の躰漸次廢弛シ新文明ノ制裁未タ洽カラス奢侈、遊惰、道心日ニ微ニシテ動モスレハ同盟罷工ト為リ職工ノ暴動ト為リ社会主義流行ノ兆ト為リ社会ノ秩序整正ナラス官威公力モ亦漸ク重キヲ失ハントス」(39)とのべ、「官威公力」を身を以て守ろうとする決意をほのめかしている。「本書改正ニ於テ最モ注意シタルハ精神教育」(40)であるとのべていることも、「思想戦」への対応として読みとることができる。1908年の軍隊内務書の説明口述では軍隊の内部で兵士の思想を善導することを強調しているだけではなく、軍の方針として「是非共学校教育ト軍隊ノ教育トヲ密接シナケレバナラヌ、軍隊ノ要望スル如クニ社会教育ヲ導カネバナラヌ」(41)の確信にもとづくものであることをのべている。

軍はこのような見地から、軍と地方自治体・学校・住民諸団体との関係について、一連の構造的対策を打出すことになっていくのである。これを、軍隊内部での対応の仕方という点で見ると、次の通りである。1908年の軍隊内務書においては、中隊長の職務として、部下の「心性ヲ改善向上シテ在當間忠良ノ軍人タリ掃郷ノ上ハ軍人ノ本分ヲ忘レス又其職業ニ精勤スル淳朴ノ国民タル資性ヲ養」うこと求め、このためには「部下兵卒ノ身分職業ヲ識別シ其行状才能ヲ熟知シ」「時々兵卒ノ父兄若クハ当該地方官公吏ト連繫ヲ保チ其家庭ノ情況ヲ詳ニシ以テ兵卒訓育ノ資料ニ供スルヲ要ス」(第六章)とした。中隊長だけではなく、中隊長付特務曹長の職務も兵卒の父母や当該地方官公吏と兵の状況について連繫をとるべきものとされた(第九章)。

1918(大7)年の軍隊内務書は、「連隊長ハ常ニ地方ノ情況ヲ知悉スルト共ニ国民ヲシテ軍隊ノ実状ヲ理解セシメ以テ軍隊教育ト国民教育トノ一致ヲ図ラサルヘカラス之カ為連隊長区司令官、地方官民及教育者等ト断ヘス密接ナル連絡ヲ保持スルヲ要ス」(第四章)と定めると共に中隊長の地方との連繫の任務を在郷軍人会分会長や青年団体の指導者にまでひろげた。また、綱領においては、「大正三年在郷軍人ニ賜リタル勅語ノ趣意ヲ銘肝セシメ」ることを要

求した。軍隊内務書綱領で在郷軍人に関する規定を示したのは18年の軍隊内務書の特質であって、1921(大10)年の規程からは削除されるが、軍の熱意のほどを見るべきである。そしてこのような軍の側の地方自治体や住民団体への働きかけは、また、同時に権力的強制でもあった。徴兵制はその性質上、何らかの形で地域住民ならびに地方行政とのかかわりをもたざるをえないが、わが国で制度的に整備されはじめたのは1889年の徴兵令改正前後からである。すなわち、陸軍管区(師管・旅管・大隊区)と常備兵団・隊の配置との一致、常備歩兵連隊の兵員編成と徴兵区・徴募区の一一致を基本とする“地方軍”あるいは“郷土部隊”編成の構想による連隊づくり、地方住民の徴兵援護組織の奨励と援助、徴兵・召集・徴発実務についての陸軍省や大隊区司令部(1896年以降は連隊区司令部)と地方行政機関や市町村役場の兵事課(係)との関係の組織化がおこなわれた。

日露戦争以後の特質は、以上のような“軍政”系統上だけではなくて、いわば、“軍令”系統上においても、軍隊と地方行政機関・地方自治体との関係が意図的に設定されていくのである。そしてこの関係の結び目とも、推進者とも、手足ともいべきものとして、帝国在郷軍人会の結成(1910年)を見るのである。

日露戦争までは、市町村は徴兵にあたっての選兵資料として壮丁名簿を作り、家族内での身分上の地位、直接国税額、家屋の有無、刑罰の有無など(1889年2月徴兵事務条令施行細則)を作ってきたが、日露戦争以後は、壮丁や在郷兵の思想状況を軍と市町村当局とが相互に通報することにした。すなわち、その第一は1912年5月の陸軍省令第9号の陸軍下士兵卒在隊間成績通報規定を制定して、下士・兵卒・教育召集の補充兵の在隊中の成績を市町村長に通報し、かつ在郷軍人分会長にその成績の閲覧を許可したことである。軍はこれを「地方ト軍隊トノ関係ヲ良好ナラシメ軍隊教育ト国民教育トノ連繫ヲ密ニシ国民ノ指導ニ良好ナル影響ヲ与フル目的」(42)からだとのべた。第二には、1912年11月の陸軍省令第10号の徴兵事務条令施行細則中改正において、選兵用にはなくて教育参考資料として市町村長に現役兵や教育召集の補充兵の身上調査表の作成を義務づけた。この表の内容は、同年11月の陸普第1190号の「現役兵身上調査書ノ件」によれば、「兵卒ニ対シ個人教育ヲナス為必要ナル諸件、即チ性質、品行、郷党ノ風評、家族及家計ノ情況、犯罪ノ有無及其種類、遺伝性疾患殊ニ精神病ノ有無等ヲ掲クヘキモノニ付、師団長ニ於テ地方長官ト協議ノ上適當ニ定ムル様陸軍一般へ通牒ス」(43)(傍点筆者)

こうして、市町村役場の兵事係は住民の思想と行動とを軍の手足となってスパイする任務を負わされたのである。そして1908年9月陸普第3812号の「簡閲点呼ニ関スル件」(44)によって、これらの役場の仕事は簡閲点呼執行官の点検の対象とされることになったのである。

さらに、軍は壮丁学力調査を、ふくむ徴兵検査結果を地方自治体、学校、在郷軍人会への干渉に利用した。壮丁学力調査は、1873(明6)年徴兵令の第六章第九条で「筆算試験」を行うことが規定されており、これを根拠として各府県ごとに簡単な形式で行なってきたものを、日露戦争後、文部省の手で実施形式を統一し、一方では地方行政機関をして就学率の向上ならびに青年教育や在郷軍人会がおこなう壮丁予備教育の普及を促進させるとともに、調査結果は徴兵官の「選兵上ノ参考」に供されたのである。また徴兵官はこのような壮丁の学力調査をふくむ徴兵検査を契機にして壮丁の「体格」・「言語動作」・「服装容儀」などを詳しく観察・監視して地方行政機関に対する指導を強化したのであった。たとえば、愛知県愛知郡の『大正六年度壮丁ニ関スル調査表』においては、次のように述べられている。

(体格)将来外人ニ比シテ遜色ナキ体格タラシメントスルニハ、女子体格ノ改良ヲ急務トスル一方短尺者ハ努メテ長大ニシテ優良ナル体格ヲ有スル婦女ト結婚セシムルノ必要アルベシ。(45)

(言語動作)豊明、東郷ノ壯丁ハ、帰途徴兵官ニ行遇フモノ皆脱帽シテ敬意ヲ表セリ、然ルニ長久手ノ壯丁ハ帰途名古屋ニ立寄ルトテ月見坂ノ電車ニ乗シ、徴兵官一行ト同乗セシモ一人ノ敬意ヲ表スルモノナク、恰モ路傍ノ人ヲ見ル如シ、訓練ノ差異斯ノ如シ、指導者ノ注意ヲ望ム。(46)

(服装容儀)襦袢ノ袖ニ色模様ノモノヲ用フルモノ漸次多シ、殊ニ幡山、愛知、呼統、笠寺ニ多シ、活発敢為ノ青年ノ衣服トシテハ面白カラス、質実剛健ノ気風ヲ養成シ之等ヲ廃止シタキモノナリ。(47)

軍のこのような干渉の根拠には、内閣や議会からも独立した存在としての軍当局が、一片の通達や指令によって、自由に地方行政当局・地方自治体当局を動かす、これを監督することができたということがある。このようなことを可能にしたものが1889年の市制町村制にはかならないが、同様な意味で1911(明44)年の市制町村制の改正は、たんに地方自治制度の問題としてだけでなく、上記のような軍事とのかかわりでも再検討されねばならないであろう。

8

在郷軍人の団体は1889年の徴兵令改正の前後から、自然発生的にあるいは地方行政機関の指導によって誕生した。これらの在郷軍人団体を全国的に統一すべきだとする主張は、日清戦争前後から、軍内外で出るようになった。しかし「帝国在郷軍人会」として発足したのは1910(明43)年である。また陸海軍の在郷軍人の統一組織となったのは、1914(大3)年で、このときから、会は陸海軍両大臣の監督下に置かれた。帝国在郷軍人会は、一面では民間有志団体の性格をもつが、1911年5月勅令第15号陸軍省官制中改正によって「在郷軍人ニ関スル事項」が歩兵課の事務管掌下に置かれ、やがて連隊区司令部の事務管掌の中にも位置づけられ、1921(大10)年には連隊区司令部内を支部の所在地と規定された。また、町村単位の在郷軍人会分会の事務は役場の兵事係が担当し、上から下までの一貫した官製団体であった。しかも、この会の支部・分会は地域の資産階級出身者である予備役将校を名誉会員とし中層以上に属する予備役下士官、下士適任証をもつ予備役上等兵たちを役員とするものであった。つまり、軍隊内務組織の延長であった。

帝国在郷軍人会は、政治には干渉しないという立場をとり、その活動は入営兵の予習教育、簡閲点呼の準備、銃剣術練習と競技会の開催、祝日の記念式、戦没者の慰霊、軍隊宿営の世話等多様であるが、1914年の「在郷軍人ニ賜ハリタル勅語」に明示されているように、「軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト為リ軍ニ従ヒテハ国家ノ干城」となることにあった。

しかし、在郷軍人会に軍が期待した役割は、その実質においては、きわめて政治的であった。1912年9月には、六週間現役を経て第二国民兵役にあるはずの小学校教員を正会員に加え、軍隊内務書に規定されている中隊と在営兵卒の家庭との通信には在郷軍人会分会長を経由することとし「分会長ハ……町村長ニ報告シ且小学校長ニ通知シテ相互ノ連絡ヲ密ニシ意志ノ疎通ヲ円満ニシ以テ町村長小学校長ヲシテ分会ノ發達ニ協同セシムル」(48)こととした。また、在郷軍人分会事業のなかには「徴兵検査ノ幫助」として「徴兵検査前壯丁ノ心得ヲ普及シ検査当日壯丁ノ斡旋ニ任シ町村長及兵事係ノ業務ヲ幫助シ且徴兵官ノ諮詢ニ応スル」ことがあり、このためには、「分会長ハ徴兵官ノ諮詢ニ応スル為概ネ壯丁ノ品性並家庭ノ状況、近衛兵ニ適スル者、所在不明者ノ状況及壯丁一般ノ人情、風習、青年団ト分会トノ連繫等ニ就キ予メ調査シ置ク可トス」(49)とされた。徴兵選兵にかかわっての分会長のこのような役割は、特別に注目し値いするといわねばならない。さらに在郷軍人会は、入営兵の予習を名として、

地域青年の指導を任務とされた。『大正十年度選奨優良青年団』（文部省普通学務局編1922年）において、「選奨優良」と称せられた全国二十二の青年団のほとんどが在郷軍人会幹部を顧問にしたり、事業を在郷軍人会の指導あるいはこれとの協同によって実施している。入営準備を名として、銃剣術練習、初歩的教練、軍事講話を青年にほどこすことは、在郷軍人会が全国的にどこでもおこなった活動であった。また、みずからも、そのような演練をすることによって、「軍人精神」の保持に努めるとともに、小学校教育を外部から監視・協力するものともなっていた。在郷軍人会分会役員は、学校の儀式に参加し、校外の児童組織、ボーイスカウト等が結成された場合には、小学校教師と共にその指導に任じた。

帝国在郷軍人会の機関誌『戦友』は、発行約一年後に、文部省高級官僚の田所美治や武部欽一らを編集嘱託とし、軍事記事のほかに教育・殖産の記事をのせ、「児童尚武心の養成、地方風教の改良及青年農業の奨励に資する」ことを目的として、雑誌を全国市町村長に配布し、「御一読の後其地小学校長に回送」(50)されんことを求めた。

このようにして、帝国在郷軍人会は、青年に関しては1926年の青年訓練所令を先取りし、既成事実化し、他方では小学校教育に影響を与えることに努めた。

帝国在郷軍人会は、一面では民間の団体としての装いをとりながら、他面では軍と地方行政機関を背後にもった強力な官製団体であり、それが宣伝し、普及し、住民の行動を規制する力は、容易に批判することを許さぬものであり、政治的効果は顕著であった。また、地方行政機関や学校と一体となって活動することが、在郷軍人会に強く求められ、いわば、軍と地方行政機関・地方自治体、学校とを結ぶ側面からの潤滑油ならびに軍を代表する監視者としての役割をも期待されていたのである。たとえば、1912年11月に埼玉県入間郡川越町一帯において「大正元年陸軍特別大演習」が施行され、大本営が県立川越中学校に置かれることになったが、入間郡では、10月に郡内小学校長を召集して、「各位ハ直接事務ニ執掌スルモノニアラスト雖モ未来ノ将卒ヲ養成スルモノハ実ニ各位ニシテ忠節勇武ノ気質涵養ノ好機ハ実ニ此秋ニ在リ各位タル者須ラク此意ヲ体シテ細心留意万違算ナキヲ期セラルヘシ」(51)という訓示が県関係者によってなされ、児童教育に大演習は好機であるとされた。そして、演習の参観への住民の動員と参観者の取締りに、警察・学校教師・在郷軍人会の協力が必要であり、あらかじめ住民に対する「公德心」の養成について三者が連絡を保って努力する必要があるとされたのである。なぜ、在郷軍人会がこの「公德心」(52)養成の仕事に参加しなければならなかったかを考えてみることは、同時にこの会の役割を示すものともなるであろう。

帝国在郷軍人会は、1920年には国庫補助の建議が国会で採択され、1936(昭11)年には帝国在郷軍人会令が制定され、官製団体としての権威をいよいよ高めるとともに、軍の社会的な手足であるという性格をいよいよ鮮明にしたのである。同時に、在郷軍人会の「大政翼賛」型性格こそ、日本型ファシズムの原型となったものだということができる。

(付記) 本稿は1～6を城丸が、7、8を遠藤が執筆した。7、8は元原稿の順序の若干のいれかえと文体上の統一とを、城丸の責任でおこなった。本稿全体についての資料の収集と整備は、主として遠藤の努力による。

注(1)「自明治42年3月4日至同7日各隊長召集ノ際ニ於ケル長岡軍務局長口述要旨」偕行社記事付録 第392号 P.3

(2) 田中義一「軍隊教育ニ就テ」偕行社記事 第433号(明44.10.20) P.24

(3) 本綱領中の「鍛錬」が「練」でないことに注意されたい。国民学校令の「錬成」の「錬」は軍隊より採ってきたものである。しかし、軍隊内でも当時まだ定着していなかったことは、軍隊教育令の該当文字を見れば明らかである。それと同時に、内務書にこの文字

を採用した軍当局の内務への教育的期待を読みとるべきである。

- (4) 「軍隊内務書改正理由書」偕行社記事 第387号(明42.1.5) P.1
- (5) 同上 P.3
- (6) 菅沼三等軍医正「軍隊ニ於ケル自殺及其予防法」偕行社記事 第413号付録(明43.6.20) P.21
- (7) 「自明治43年2月4日至同5日歩兵, 交通兵旅団長及歩, 工隊長召集ノ際ニ於ケル長岡軍務局長口述要旨」偕行社記事 第408号付録(明43.3.20) P.11
- (8) 前掲田中義一「軍隊教育ニ就テ」 P.13
- (9) 「陸軍日典, 第二勤方規則」兵学寮 明2, 第12丁
- (10) 「歩兵内務書, 第一版」陸軍兵学寮 明5, 第13丁
- (11) コルマル・フォン・ゴルツ著 桜井精訳「国民皆兵論」卷之一 偕行社 明33, P.77, P.79
- (12) 同上 P.81
- (13) 同上 P.81
- (14) 「原口大佐ノ講話筆記」偕行社記事 第90号(明25.8.5) PP.5~6
- (15) 同上 P.7
- (16) 明治20年2月14日陸達 第20号
- (17) 田中義一「軍隊教育ニ就テ」前掲PP.20~21
- (18) フォン・ゴルツ「国民皆兵論」但し, この部分は, 前掲書中には発見できなかったもので, 藤原彰「軍事史」東洋経済社 昭36, P.62の引用によった。
- (19) 「兵家徳行」大久保利謙編「西周全集」第三卷 昭41 PP.3~9
- (20) 同上 P.7
- (21) 「軍人訓誡」明治文化全集 第23卷 昭5 P.97
- (22) 同上 P.9
- (23) 前掲「兵家徳行」 P.13
- (24) 梅溪昇「明治前期政治史の研究」未来社 1963年 P.200参照
- (25) 「軍人勅諭草稿」前掲「西周全集」第三卷 P.110
- (26) 同上 P.111
- (27) 梅溪昇 前掲書 P.224
- (28) 明治7年10月17日布 第371号別冊
- (29) 誓文の様式は時期により変化しているが, これを一応典型として紹介した。
- (30) 「軍隊内務書改正理由書」偕行社記事 第721号付録(昭9, 10月) P.22
- (31) 「西周全集 第三卷」 「解説」 P.8
- (32) 国立公文書館蔵書「公文類聚第6篇兵制門第14卷 第10件
- (33) 陸軍少尉増田正春「新兵教育ノ卑見」偕行社記事 第50号(明23.12月) PP.61~62
- (34) 筆者はまだその原史料を探索しえないが, 一等陸佐渡辺文也「大正十年軍令陸第二号軍隊内務書の研究」(とう写印刷) 1956年によれば, 勅諭と読法との「重複」については, 昭和九年の読法廃止以前でも問題があったのであり, 明治41年の軍隊内務書の改正のときにも問題となった。そして「刑法懲罰令ハ罪ヲ已然ニ懲シテ害ヲ防ク所以ナリ勅諭読法ハ罪ヲ未然ニ戒メテ善ヲ勸ムル所以ナリ」(P.364)として読法が存置され, 大正期での論議でも, 「読法は罪を未然に誡め, 気の届かぬ所を予め予知し, 以て立派な軍人の道を歩ましめんとするものであり, 更に此の上に勅諭の聖旨を奉体せ

- しめて真に心意の高尚潑冽たる軍人が出来上る」(P.365)という意見があったという。
- (35) 佐藤鋼次郎「軍紀ノ標本」偕行社記事 第236号(明33.2月)および第237号(明33.3月)
 - (36) 佐藤鋼次郎, 前掲論文, 偕行社記事第237号 P.25
 - (37) 同上 P.26
 - (38) 田中義一「国家総動員の要求と軍事訓練の意義」, 沢木孟虎編『国家総動員の意義』
1926年 PP.252~3
 - (39) 「軍隊内務書改正理由書」偕行社記事 第387号附録 P.5
 - (40) 同上 P.4
 - (41) 「自明治43年2月4日至同5日, 歩兵, 交通兵旅団長及歩工兵隊長召集ノ際ニ於ケル
長岡軍務局長口述要旨」偕行社記事 第408号附録 P.2
 - (42) 「陸軍下士兵卒在隊間成績通報規定ニ就テ」(陸軍省軍務局)偕行社記事 第445号
(1912.7.5) P.99
 - (43) 陸軍省編「自明治三十七年 至大正十五年 陸軍省沿革史」下巻 P.335
 - (44) 同上 P.312
 - (45) 愛知県愛知郡役所「大正六年度壯丁ニ関スル調査書」1917年 P.27
 - (46) 同上 P.34
 - (47) 同上 PP.34~35
 - (48) 帝国在郷軍人会本部『中隊ト在営兵卒トノ間ノ通信ニ関スル件』(1913年6月), 帝国
国在郷軍人会豊橋支部編「帝国在郷軍人会書類集」1923年 P.75
 - (49) 『帝国在郷軍人会広島支部分会業務指針』(1926年11月)
帝国在郷軍人会広島支部編「在郷軍人便覧」1927年 PP.176~177
 - (50) 「戦友」第1号(1912.1.1) P.1
 - (51) 埼玉県編「大正元年陸軍特別大演習埼玉県記録」1913年 P.473
 - (52) 同上 P.304